

社会保険

いばらき

1

平成27年 新春を迎えて

2015 January
NO.438

- 20歳からスタート国民年金
- 日本年金機構茨城事務センターよりお知らせ
- 年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を開催しました
- 高額療養費制度が平成27年1月から変わりました

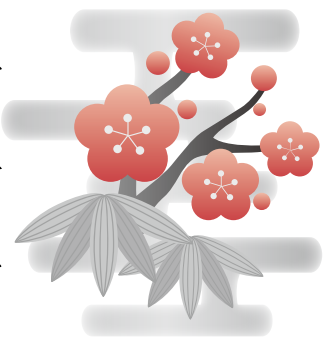


「早春の鶴の岬」(撮影・日立市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

平成二十七年

新春を迎えて



一般財団法人茨城県社会保険協会 会長 坂本 秀雄

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方はじめ、「社会保険いばらき」ご愛読の皆様方には、お健やかに新しい年をお迎えになられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年は、当協会の事業運営に多大なるご支援ご協力を賜り、お陰さまで各事業とも順調に推移しております。改めて厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の社会経済情勢は、少し明るい兆しも見えますが依然として厳しい状況が続いており、多くの課題に対する早急かつ本格的な取り組みが望まれております。

こうしたなか、国民生活の安全と安心を確保するための社会保障制度改革の議論が進展し、医療・介護保険や年金制度を中心に、長期的に安定し信頼される具体的な制度改正が確立されることを期待するものであります。

当協会は事業主団体として、公益事業である社会保険制度周知の広報宣伝活動を積極的に行い、制度の普及・発展向上を図るとともに、福利厚生事業の充実を図り、被保険者とその家族の皆様の健康増進に努めてまいり所存でございます。

具体的には、広報誌「社会保険いばらき」の発行のほか、社会保険の事務手続冊子、健康づくり事業の各種パンフレット等の配布、職場内における健康づくり講習会、事務研修会への協力、社会保険相談事業としての年金セミナー・健康管理講座の開催、健康増進を図るための施設利用補助事業などを展開してまいります。

本年も皆様方のお役に立てるよう、各事業の充実に取り組んでまいりますので、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご多幸ご健勝と、貴社のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

20歳からスタート!

国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

Q1 国民年金の加入手続きは、いつ、どこですの?

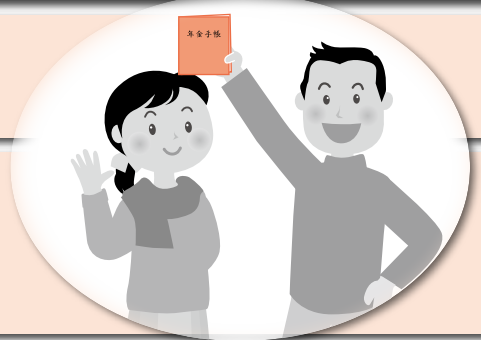
A 20歳の到達月に郵送される「国民年金被保険者資格取得届書」を記載して、住民票を登録してある市役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。(※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその加入者に扶養されている配偶者は除きます。)

Q2 毎月の保険料はいくら?

A 月額15,250円(平成26年度)です。

Q3 保険料を安くする方法はあるの?

A あります! 前納制度をご利用ください!
●保険料を早めに納めること(前納)により、保険料が割引になります。
※前納制度と口座振替をセットにすることで、さらに割引になります。



Q4 毎月15,250円は払えない、どうすればいいの?

A 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。住民票を登録してある市役所または町村役場の国民年金担当窓口もしくは年金事務所へご相談ください。
●手続きをしないと老後の年金を受け取れなくなったり、不慮の事故等により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。市役所、町村役場、年金事務所でご相談ください。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構茨城事務センターからお知らせ

確認(決定)通知書の「確認印」を変更します

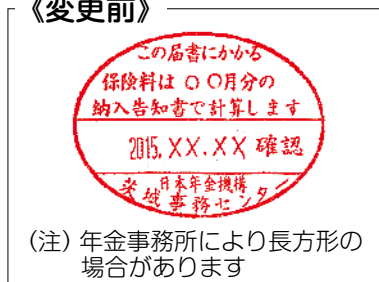
日本年金機構へ提出する各種届書のうち、保険料の計算が伴う届書については、日本年金機構が届出事項を確認または決定し、その結果を「確認通知書」または「決定通知書」で事業主あて通知しています。

その際通知書には「確認印」を押印しますが、茨城県の事務センター及び年金事務所では、これまで独自に計算月をお知らせする「確認印」を押印しておりました。

しかし、今般、日本年金機構における事務処理の統一化の観点から、計算月の表示のない、全国統一の「確認印」に変更させていただくこととなりました。

つきましては、平成27年1月14日以降に作成する通知書から変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《変更前》



《変更後》



委員・健康保険委員 及び表彰式



日本年金機構、全国健康保険協会茨城支部、茨城県社会保険委員会連合会は、十一月二十一日(金)ホテルレイクビュー水戸において、平成二十六年年度年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式を二百七十三名の年金委員・健康保険委員の参加のもと開催しました。

表彰式及び研修会の開催にあたり、日本年金機構北関東・信越ブロック本部長、上本部長、全国健康保険協会茨城支部徳宿支部長、茨城県社会保険委員会連合会富岡会長より挨拶がありました。

事業功労者への表彰式では、永年にわたり功績のありました年金委員・健康保険委員に対し、厚生労働大臣表彰伝達式、日本年金機構理事長表彰伝達式、日

年金委員功労者表彰

厚生労働大臣表彰(一名)

大久保 博 ヤマダイ株式会社

(八千代町)

日本年金機構理事長表彰(五名)

畠山 郁子 株式会社ジェー・シー・オー
東海事業所

(東海村)

野崎 和紀 茨城トヨペット株式会社

(水戸市)

石橋 重明 細谷建設工業株式会社

(河内町)

関口 清 医療法人鴻仁会 上の原病院

(桜川市)

飯村 彰浩 飯村機電工業株式会社

(日立市)

日本年金機構

北関東・信越ブロック本部長表彰(九名)

深谷 勉 中央技術株式会社

(水戸市)

飛田恵美子 社会福祉法人 恵心福祉会
前渡ふたば保育園

(ひたちなか市)

中根 京子 茨城公営企業株式会社

(水戸市)

杉浦 孝子 有限会社 常陸牧場

(茨城町)

平成26年度 年金 研修会



平成26年度 年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式



平成26年度
年金委員・健康保険委員研修会及び表彰式

本年金機構北関東・信越ブロック本部長
表彰式及び全国健康保険協会理事長表
彰伝達式、全国健康保険協会茨城支部長
表彰式が行われました。

また、表彰式後の年金委員・健康保険
委員研修会では、鈴木社会保険労務士事
務所特定社会保険労務士の鈴木ひろみ
氏より「年金制度改正等について」の講
演に続き、食事カウンセラーの笠井奈津
子氏より「結果を出し続けるビジネスマ
ンの食習慣」の講演が行われ、研修会は
盛況のうちに終了しました。

なお、この表彰式において表彰されま
した方々は次のとおりです。(敬称略)

笠原 久江 日東商事工業株式会社 (龍ヶ崎市)

稲吉 昇一 一般財団法人大日本蚕糸会
蚕業技術研究所 (阿見町)

坪松 東 結城商工会議所 (結城市)

大久保真紀 フルハシタイヤ販売株式会社 (下妻市)

田山 忍 日立商工会議所 (日立市)

健康保険委員功労者表彰

全国健康保険協会理事長表彰(一名)

菱沼 豊 株式会社秋山工務店 (日立市)

全国健康保険協会茨城支部長表彰(五名)

藤咲 剛 社会福祉法人白光福祉会 (水戸市)

木村 次男 一般社団法人
茨城県トラック協会 (水戸市)

坪井 浩 入江工管株式会社 (かすみがうら市)

高橋百合子 特別養護老人ホームよしの荘 (常総市)

小野 礼子 株式会社マイステック (日立市)

高額療養費制度が平成27年1月から変わりました！

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、**平成27年1月診療分より、70歳未満の所得区分**が3区分から5区分に細分化されます。

高額療養費とは



1ヶ月（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度です。
入院したときの差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象となりません。

医療機関窓口で支払った医療費（総医療費の3割）



70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月診療分まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A	標準報酬月額 53万円以上	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% (多数該当 83,400円)
B	区分Aおよび 区分C以外	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
C	被保険者が 市区町村民税の 非課税者等	35,400円 (多数該当 24,600円)

平成27年1月診療分から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数該当 140,100円)
イ	標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数該当 93,000円)
ウ	標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当 44,400円)
エ	標準報酬月額 26万円以下	57,600円 (多数該当 44,400円)
オ	被保険者が 市区町村民税の 非課税者等	35,400円 (多数該当 24,600円)

※「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。
※多数該当とは、同一世帯で1年間（診療月を含めた直近12ヶ月）に3ヶ月以上高額療養費の支給を受けた場合、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

ご注意ください！

70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません

高額になる入院、外来診療の予定がある場合は 限度額適用認定証をご利用ください！

限度額適用認定証とは

医療機関でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。入院等が決まったら、健康保険限度額適用認定申請書に保険証の写しを添付して協会けんぽにご申請ください。

申請書・届出書は『新様式』でお願いします

協会けんぽでは7月に申請書・届出書の様式を変更いたしました。旧様式でご提出いただくと給付金の支払い等に遅延が生ずることがありますので、新しい様式をご利用くださいますようお願いいたします。新しい申請書・届出書は、ホームページからダウンロードしていただくか、もしくは、協会けんぽへお問い合わせいただければ郵送いたします。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1500 (代表)